

令和7年度

防災情報装置監視業務委託（維補）

共通仕様書

福島県 道路管理課

防災情報装置監視業務委託（維補）

共通仕様書

第1章 総則

第1条 業務委託概要

- 1 業務委託の名称 防災情報装置監視業務委託（維補）
- 2 業務委託の場所 石川郡平田村大字蓬田新田地内外
- 3 委託の期間 令和8年1月13日から令和9年3月31日まで

第2条 適用

- 1 防災情報装置監視業務委託（維補）共通仕様書（以下、「仕様書」という。）は、福島県道路管理課が管理する集中監視所に係る施設（以下、「施設」という。）の監視業務（以下、「業務」という。）に係わる契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 仕様書のほか業務等の履行に当っては、貸与する集中監視運用マニュアルを遵守する。
- 3 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

第3条 業務の目的

本業務は、施設の監視を行うことにより、常にその状態を把握し適切な情報収集及び伝達をもって、通行車両等の安全を確保するとともに、迅速な対応を図り被害の拡大を防止することを目的とする。

第4条 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の処理、及び関連業務の調整、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行う者をいう。
- (2) 「検査員」とは、業務等の完了を確認するために発注者が定めた者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行うもので、受注者が定めた

者をいう。

- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (5) 「契約書」とは、委託契約書をいう。
- (6) 「設計図書」とは、仕様書をいう。
- (7) 「仕様書」とは、業務等に共通する技術上の事項等を定める図書をいう。
- (8) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (8) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務等の遂行に関わる事項（状況又は結果）について、書面をもって知らせることをいう。
- (11) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は発注者が、書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (12) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (13) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務等に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (14) 「書面」とは、手続き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (15) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務等に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (16) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務等の完了を確認することをいう。
- (17) 「打合せ」とは、業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (18) 「集中監視所」とは、従来各管理所で自動車専用道路及び長大トンネルについてモニター等を活用し、道路利用状況及び道路施設の異状を監視していたが、一つの場所で監視するため、あぶくま高原道路管理事務所内の一室に整備した監視所のことをいう。

第5条 監督員

- 1 発注者は、業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うこととする。ただし緊急を要する場合、監督員は受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとする。その場合、監督員は、口頭で指示等を行った日から7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第6条 管理技術者

- 1 受注者は、業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約締結日前1年以上継続して雇用されている常勤職員であること。
- 3 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 4 管理技術者は、業務等の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力（1号警備の警備員指導教育責任者資格）と経験を有するものとする。また、管理技術者は第7条に定める監視員を管理・統括するものとする。
- 5 受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限を有するものとされ、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 6 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 7 受注者又は管理技術者は、監視員等に対して適宜、安全対策、環境対策、衛生管理等の指導及び教育を行い、業務が適正に遂行されるよう努めなければならない。

第7条 監視員

- 1 受注者は、業務等の履行に必要な技術知識、経験を有する監視員をあてるものとする。
- 2 監視員とは、本仕様書に定める業務を行う従事者をいう。
- 3 監視員は、契約締結日前6ヶ月以上継続して雇用されており警備業法施行規則第38条第3項に基づく1号警備の基本教育及び業務別教育を修了したものであること。

第8条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式（別紙「防災情報装置監視業務委託（維補）関係標準様式」）

により関係書類を、監督員に遅滞なく提出しなければならない。

2 提出書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。

ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第9条 打合せ等

1 業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が業務打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2 管理技術者は、業務について定期的に監督員とWEB会議を活用し打合せを行うものとする。ただし、臨場による打合せの対応も可とする。

3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議しなければならない。

第10条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、業務従事者名簿には、業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号等を記載し、経歴書及び免状の写しを添付するものとする。

(1) 契約概要

(2) 業務内容

(3) 全体工程表

(4) 業務体制

(7) 組織体制

(1) 連絡体制

(5) 業務従事者名簿

(6) 安全管理

(7) 報告

(8) 提出図書様式

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、毎月勤務計画表及び勤務実績表を作成して、監督員に提出するものとする。
- 5 監督員が特に指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第11条 貸与品等

- 1 受注者は、居室の他、発注者が所有する業務等に直接必要な図書、予備品及び資器材等（以下「貸与品等」という。）を使用できるものとする。
- 2 受注者は、業務に必要な室を使用するにあたり、その光熱水費及び燃料費は、発注者の負担により使用することができる。
- 3 受注者は、前項に規定により発注者の貸与品等を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、貸与品等の必要が無くなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- 5 受注者は、貸与品等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 6 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第12条 成果品の提出

- 1 受注者は、契約書に定める期間毎に当該期間の成果品を提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。

第13条 関係法令及び条例の厳守

受注者は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第14条 業務等の履行

- 1 管理技術者は、業務等に従事する監視員等に対して、業務等の履行に適した服装とし腕章等により身分を明確に表すよう指導するとともに、整理整頓への心掛け、備え付けられた資器材等の良好な管理に努めるよう留意させなければならない。

2 業務等の履行に当たっては、常に各設備等の情態（表示及び警報音）及び保全に留意し、その状態を把握しておくものとする。

また、監視員等は、本業務中に各設備等の異常が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに監督員に報告するとともに、それに対し措置しようとする内容（対処内容）を報告した後、必要な措置を講ずるものとする。

3 業務等の履行に当たっては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 受注者は、台風、豪雨、積雪及び地震等その他の天災に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。

第15条 検査

1 受注者は、検査を受けるに当たっては、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。

2 受注者は、検査を受けるに当たっては、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

なお、業務等の状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(1) 業務等成果品の検査

(2) 業務等管理状況の検査

第16条 条件変更等

監督員が、受注者に対して設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書による。

第17条 契約変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、業務等履行上必要があると認められる場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 第16条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

- (2) 業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第18条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。

第19条 業務等の一時停止

- 1 次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災」という。）による業務等の中断については、受注者は、適正に対応しなければならない。

 - (1) 環境問題等の発生により業務等の続行が不适当又は不可能となった場合。
 - (2) 天候又は災害等によって業務等の遂行が困難と思われる場合。
 - (3) 第三者及びその財産、受注者等並びに監督員の安全確保のため、必要があると認めた場合。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合。
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

第20条 再委託

受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な業務以外の業務を再委託してはならない。

第21条 守秘義務

- 1 受注者は、業務等の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第22条 安全等の確保

- 1 受注者は、業務等を履行するにあたり常に安全管理に心掛け、感電等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
- 2 受注者は、履行期間に業務に関する事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、別に定める事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、常駐場所に監視員以外の者の立入りをさせてはならない。ただし、発注者の許可を得た者は、この限りでない。
- 4 受注者は、契約後速やかに、監視員に対し本業務における安全に関する教育等を実施しなければならない。

第2章 業務履行内容等

第23条 監視対象施設

監視対象施設は、次の各号に定める施設とする。

- (1) 監視区間内の道路及び道路の付属物
- (2) 別紙「集中監視所 施設名称及び概要」及び「集中監視所 監視対象 CCTV 設置箇所」に定める防災情報装置

第24条 勤務時間及び人員配置計画

- 1 監視業務の監視時間及び人員配置計画は、次の各号に定めるところによる。

勤務種別	監視員種別	監視時間	人員
昼間監視	監視員A、B	08:00 ～ 17:00	各1名(2名)
夜間監視	監視員C、D	16:00 ～ 01:00	各1名(2名)
	監視員E、F	00:00 ～ 09:00	各1名(2名)
			計6名

- 2 各監視員の勤務時間、休憩時間は、別紙「防災情報装置監視業務委託（維補）勤務形態」

によるものとする。

- 3 監視員が休憩時間において異常が発生した場合は、業務の休憩時間について適宜調整し適切な監視を実施しなければならない。
- 4 前項により、業務の実施時間を延長した場合は、契約書に基づき処理するものとする。
- 5 1日の業務は08:00から翌日の09:00までの勤務とし、勤務初日から末日まで継続するものとする。

第25条 監視業務対象日

勤務対象日は、別紙「業務対象日 算出表」によるものとする。

第26条 情報伝達訓練

- 1 集中監視所と各管理事務所との情報伝達を円滑にするため、情報伝達訓練を行う。
- 2 情報伝達訓練の内容、回数及び日時等については監督員から受注者へ指示するものとし、実施回数の増減については契約書第17条に基づき処理するものとする。

第27条 遵守基準等

業務等の履行に当っては、仕様書によるほか、次の各号に掲げる諸法規、要領等を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく政令等
- (2) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- (3) 電気通信事業法、有線電気通信法及びこれに基づく政令等
- (4) 道路法及びこれに基づく政令等
- (5) 道路交通法及びこれに基づく政令等
- (6) 警備業法及びこれに基づく政令等
- (7) 自家用電気工作物保安規定
- (8) その他、関係諸法令

第3章 業務等

第28条 業務の範囲

監視業務は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 監視業務
- (2) 警備業務

第29条 監視業務の内容

- 1 監視員は、集中監視所において、第23条の施設を常に監視することにより、施設の情報を迅速かつ的確に収集するものとする。
- 2 監視員は、情報収集の結果、各道路管理者へ情報提供の必要性があると判断した場合は、速やかに情報提供を行い、道路管理者から機器の制御依頼があった際は、道路管理者からの指示の下、機器の操作を行うものとする。
- 3 監視員は、前2項に掲げる情報収集及び制御を行った場合、様式-1「監視業務日誌」にその内容を記録して、監督員に提出するものとする。
- 4 監視員は、集中監視所内に設置された施設の状態を随時確認するものとする。
- 5 監視員は、出先事務所等からの電話連絡を受信した場合、様式-2「電話受信記録」にその内容を記録し、監督員に提出するものとする。
- 6 前1項から5項に掲げるもののほか、監督員が指示する業務を行うものとする。

第30条 警備業務の内容

- 1 監視員は、集中監視所において、次の各号に定める事項を確認し、必要に応じて是正等の措置を行うものとする。
 - (1) 不審者及び不審物の発見及び適正処理
 - (2) 火災予防上の火気点検
 - (3) 施錠状況の確認
 - (4) 不要箇所の照明について、消灯の確認
 - (5) 不要箇所の暖房、換気扇等について停止の確認
 - (6) その他異常の有無
- 2 監視員は、施錠のほか、集中監視所の職員及び関係者が登庁又は退庁した際に、必要に応じて出入口の解錠又は施錠を行うものとする。
- 3 監視員は、集中監視所の職員が不在で、来所者から郵便物等を受領した場合は集中監視所の職員に引き渡すものとする。

- 4 監視員は、第1項に掲げる確認の結果及び第3項に掲げる郵便物等の受領内容を、様式-3「管理所警備報告書」に記録し、監督員に提出するものとする。
- 5 前4項に掲げるもののほか、監督員が指示する業務を行うものとする。

第31条 報告書の提出期日

監視員は、29条に掲げる監視業務の報告書等を、業務実施日から起算して最初に監督員が出勤する日に電子メールで監督員に提出するものとする。

第32条 勤務の交代

監視員は、勤務を交代する際、次の監視員に対して施設の状態、異常の有無及び緊急時の対応内容等を詳細に説明して、業務を引き継ぐものとする。

第33条 執務室の環境維持

監視員は、業務で使用する執務室等について、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行い、常に良好な環境を維持するものとする。

防災情報装置監視業務委託（維補）
関係標準様式

名 称	様 式	提出先	提出期日等	提出部数
業務委託着手届	共通仕様書〔業務委託編〕（福島県土木部）による	監督員	契約締結後 7 日以内	1 部
作業工程表			〃	1 部
管理技術者通知書			契約締結後 5 日以内	1 部
管理技術者経歴書			〃	1 部
業務打合せ簿			その都度	2 部
貸与品借用書			貸与時	1 部
貸与品返還書			返納時	1 部
業務委託完了届			業務完了後	1 部
監視業務日誌	別紙様式－ 1		仕様書による	1 部
電話受発信記録	別紙様式－ 2			1 部
管理所警備報告書	別紙様式－ 3			1 部

監視業務日誌

天候：

令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで						監視員 氏 名			
時 刻	監視項目			制御項目		摘 要			
記 事									

電話受発信記録

件名		
日時		
該当事務所		
該当施設		
発信者	氏 名	
受信者	氏 名	
受 発 信 内 容		
対 応 内 容		
そ の 他		

管理事務所 警備報告書

令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで				監視員 氏 名			
所 内 巡 視	巡 視 時 間		巡 視 の 際 の 状 況				
	18:00		集中監視所内 異状なし				
	06:00		集中監視所内 異状なし				
郵 便 物 受 領	種 別	数 量	確 認 印	摘 要			
	一般文書	通	㊟				
	特殊文書	通	㊟				
	小包、荷物	通	㊟				
	電報	通	㊟				
確 認 項 目	チ ェ ッ ク 事 項			確認時間		確認印	
	不審者及び不審物はないか。						
	室内に異状はないか。						
	その他 ()						
記 事							
							
							

【 集中監視所 遠方監視施設名称及び概要 】

監視対象 : 土湯道路 (路線名: 国道 1 1 5 号)

該当事務所: 県北建設事務所 (吾妻土湯道路管理所)

監視位置		設備名	監視内容
土湯道路	土湯トンネル群	非常警報設備	警報・故障
		受変電設備	故障
		照明設備	故障
	土湯トンネル	防災設備	警報・故障
		換気設備	故障
		交通量設備	故障
		道路事象検知装置	異状検知
	土湯トンネル/横道トンネル	CCTV設備	故障
	横道トンネル	非常警報設備	警報・故障
		照明設備	故障
		融雪設備	故障
	額取変電所	受変電設備	故障
	土湯変電所	受変電設備	故障
	横向大橋	気象設備	警報・故障
	土湯道路管理所	気象設備	故障
	背戸ノ沢	気象設備	故障
	石楠花大橋	気象設備	故障
	額取パーキング	気象設備	警報・故障
	角沢第2カーブ	気象設備	警報・故障
	水原	気象設備	警報・故障

監視対象：甲子道路（路線名：国道289号）

該当事務所：県南建設事務所

監視位置		設備名	監視内容
甲子道路	甲子トンネル	非常警報設備	警報・故障
		防災設備	警報・故障
		受配電設備	故障
		換気設備	警報・故障
		照明設備	故障
		融雪設備	故障
		その他設備	警報
	安心坂・きびたきトンネル群	非常警報設備	警報・故障
	安心坂・縞石トンネル	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	石楠花トンネル	照明設備	故障
	きびたきトンネル	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	剣桂トンネル	受配電設備	故障
		照明設備	故障
	白河側遮断機	受配電設備	故障
	縞石橋局	気象設備	警報・故障
	剣桂橋局	気象設備	警報・故障
	甲子トンネル西郷抗口局	交通量設備	故障
		気象設備	警報・故障
	甲子トンネル下郷抗口局	交通量設備	故障
		気象設備	警報・故障

監視対象 : 大峠道路 (路線名: 国道 121 号)

該当事務所: 喜多方建設事務所 (大峠道路管理所)

監視位置		設備名	監視内容
大 峠 道 路	向坂トンネル	非常警報設備	警報・故障
		照明設備	故障
	明ヶ沢トンネル群	非常警報設備	警報・故障
		照明設備	故障
	大峠道路管理所	受配電設備	故障
		照明設備	警報・故障
		ラジオ設備	—
		気象設備	警報・故障
		交通量設備	故障
	日中トンネル	非常警報設備	警報・故障
	不動トンネル群	非常警報設備	警報・故障
	大倉トンネル群	非常警報設備	警報・故障
	大倉沢電気室	受配電設備	故障
		照明設備	故障
	大峠トンネル	非常警報設備	警報・故障
		防災設備	警報・故障
		換気設備	警報・故障
	栃平電気室	受配電設備	故障
		照明設備	故障
		気象設備	警報・故障
	大峠電気室	受配電設備	故障
		照明設備	警報・故障
		気象設備	警報・故障

監視対象 : あぶくま高原道路 (路線名: 矢吹小野線、小野富岡線)

該当事務所: あぶくま高原道路管理事務所

監視位置		設備名	監視内容
あぶくま高原道路	平田管理事務所	受配電設備	警報・故障
		その他設備	故障
	小野 I C	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	雁股田トンネル	防災設備	警報・故障
		受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	平田 I C	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	平田西 I C	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
		その他設備	故障
	西山トンネル	防災設備	警報・故障
		受配電設備	警報・故障
		照明設備	警報・故障
		その他設備	故障
	石川母畑 I C	受配電設備	警報・故障
		照明設備	警報・故障
	矢吹管理所	その他設備	故障
	こまちトンネル	照明設備	—
	上蓬田トンネル	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	青井沢トンネル	受配電設備	警報・故障
		照明設備	故障
	青井沢 2 号橋	気象設備	警報・故障
	西山 2 号橋	気象設備	警報・故障
	うつくしま大橋	気象設備	警報・故障
	矢吹料金所	気象設備	警報・故障
	滝根 I C	気象設備	警報
	小野 I C (気象)	気象設備	警報

監視対象 : 博士トンネル群 (路線名: 国道401号)

該当事務所: 会津若松建設事務所

監視位置		設備名	監視内容
博士トンネル群	博士トンネル	非常警報設備	警報・故障
		防災設備	警報・故障
		受配電設備	警報・故障
		排煙設備	警報・故障
		照明設備	警報・故障
		再放送無線設備	故障
		交通量設備	故障
		CCTV設備	故障
		建築付帯設備	警報
		気象観測設備	警報・故障

監視対象 : 小名浜道路 (路線名: いわき上三坂小野線)

該当事務所: いわき建設事務所

監視位置		設備名	監視内容
小名浜道路	小名浜道路管理所	受配電設備	故障
		照明設備	故障
		自動連動通報	警報
		その他設備	故障
	いわき小名浜 I.C	受配電設備	故障
		照明設備	故障
		その他設備	故障
	小名浜道路除雪 S.T	受配電設備	故障
		その他設備	故障
	大平 B.C	受配電設備	故障
		照明設備	故障
		その他設備	故障

監視対象 : 入叶津道路 (路線名: 国道289号) ※道路整備中であり未供用

該当事務所: 山口土木事務所

	監視位置	設備名	監視内容
入 叶 津 道 路	平石山トンネル (整備中)	非常警報設備	警報・故障
		照明設備	故障
	除雪ST局	気象設備	警報・故障
	叶津トンネル群	非常警報設備	警報・故障
		照明設備	故障
	中の平橋局	気象設備	警報・故障
	御前山第2TN局	交通量設備	故障
	8-9号・御前山トンネル群	非常警報設備	警報・故障
		消火設備	警報・故障
		受配電設備	故障
		換気設備	警報・故障
		照明設備	故障
		ラジ再設備	故障
	8-9号TN主電気室局	気象設備	警報・故障
	除雪ST	除雪ST設備	故障
	交通遮断機	遮断機設備	故障

監視対象 : 会津縦貫北道路 (路線名: 国道121号)

該当事務所: 会津若松建設事務所

	監視位置	設備名	監視内容
会 津 縦 貫 北 道 路	会津縦貫北道路	CCTV設備	—

集中監視所 監視対象 CCTV設置箇所

事務所名	吾妻土湯道路管理所		あぶくま高原道路管理事務所		県南建設事務所		会津若松建設事務所		大峠管理事務所		いわき建設事務所	
	土湯トンネル群		あぶくま高原道路		甲子トンネル群		博土トンネル群		大峠トンネル群		小名浜道路	
設置箇所 台数	土湯トンネル	12台	矢吹IC	1台	甲子トンネル	29台	松坂1号トンネル	1台	大峠トンネル	13台	小名浜道路	8台
	西鶴川トンネル	0台	矢吹中央IC	1台	安心坂トンネル	8台	松坂2号トンネル	0台	高倉トンネル	0台		
	真鶴川トンネル	0台	うつくしま大橋	1台	竊石トンネル	1台	松坂3号トンネル	0台	御手塚トンネル	0台		
	横道トンネル	4台	玉川IC	1台	きびたきトンネル	13台	松坂4号トンネル	0台	探トンネル	1台		
	その他明かり部	11台	ひりゅう大橋	1台	剣挂トンネル	0台	博土トンネル	20台	大倉トンネル	0台		
			福島空港IC	1台					石楠花トンネル	1台		
			石川母畑IC	1台					地藏トンネル	0台		
			平田西IC	1台					不動トンネル	1台		
			平田IC	1台					日中トンネル	0台		
			小野IC	1台					弥平トンネル	0台		
			小野IC2	1台					明ヶ沢第2トンネル	0台		
			滝根IC	1台					明ヶ沢第1トンネル	0台		
			青井沢1号トンネル	0台					向坂トンネル	0台		
			青井沢2号トンネル	0台					その他明かり部	9台		
			西山1号トンネル	0台								
			西山2号トンネル	0台								
			上窪田トンネル	0台								
			雁股田トンネル	0台								
			こまちトンネル	0台								
			その他明かり部	0台								
合計台数	27台	12台	51台	21台	5台	25台	8台					

令和7年度 防災情報装置監視業務委託 (維補) 業務対象日 算出表1/2

令和7年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

令和7年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和7年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和7年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和7年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和7年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和7年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和7年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和7年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

令和8年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1 通常時委託 対象日集計表			防災情報装置監視業務		
	平日	土日祝日等	計		
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月	14	5	19		
2月	18	10	28		
3月	21	10	31		
計	53	25	78		

集中監視所稼働日

令和8年度 防災情報装置監視業務委託 (維補) 業務対象日 算出表2/2

令和8年 4月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

令和8年 5月

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和8年 6月

日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和8年 7月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和8年 8月

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和8年 9月

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

令和8年 10月

日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和8年 12月

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和9年 1月

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和9年 2月

日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

令和9年 3月

日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1 通常時委託 対象日集計表
防災情報装置監視業務

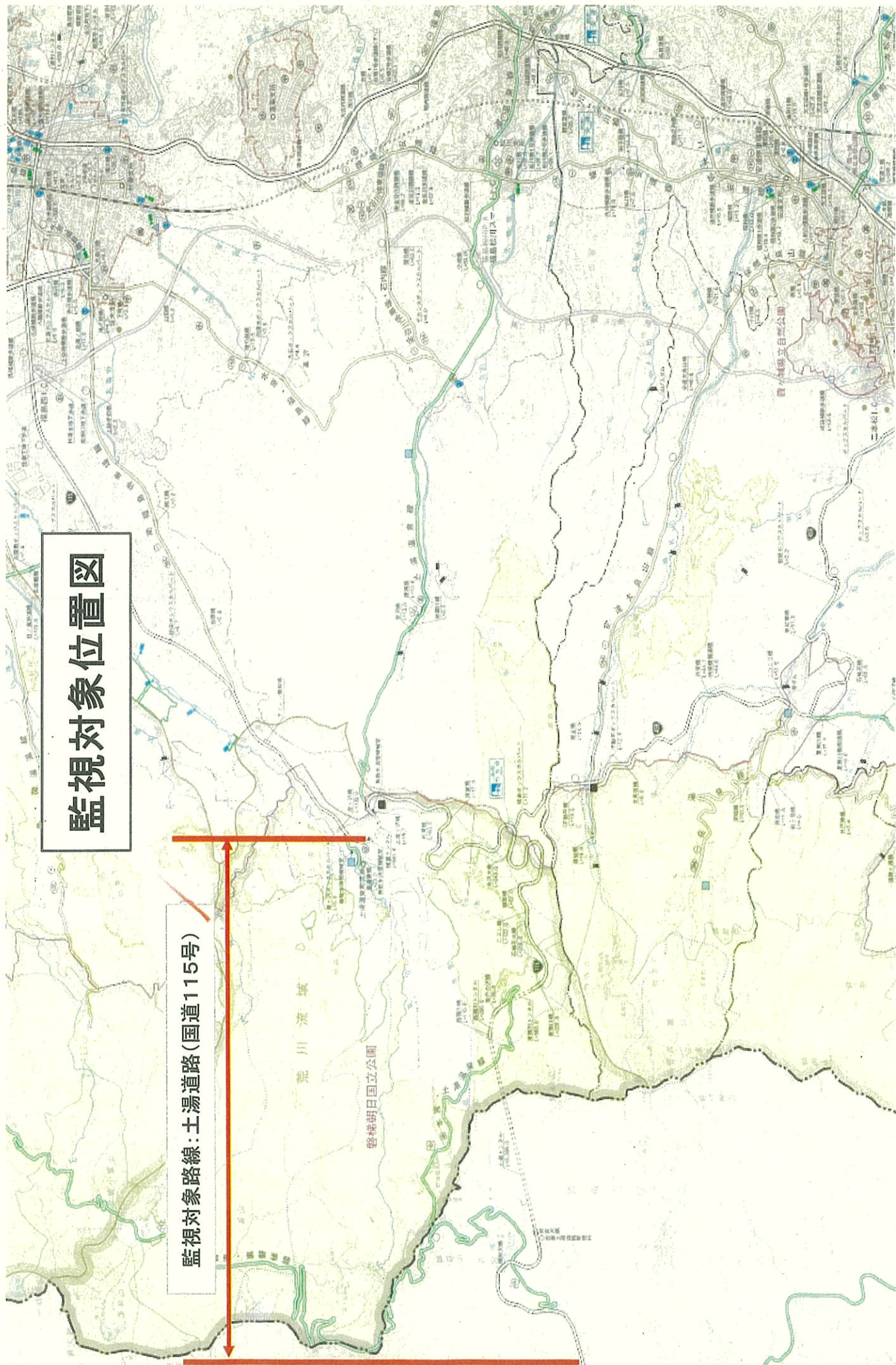
	平日	土日祝日等	計
4月	21	9	30
5月	18	13	31
6月	22	8	30
7月	22	9	31
8月	20	11	31
9月	19	11	30
10月	21	10	31
11月	19	12	31
12月	19	12	31
1月	18	10	28
2月	22	9	31
3月	24	125	365

通常時委託 対象日合計

	令和7年度	令和8年度	合計
平日	53	240	293
土日祝日	25	125	150
合計	78	365	443

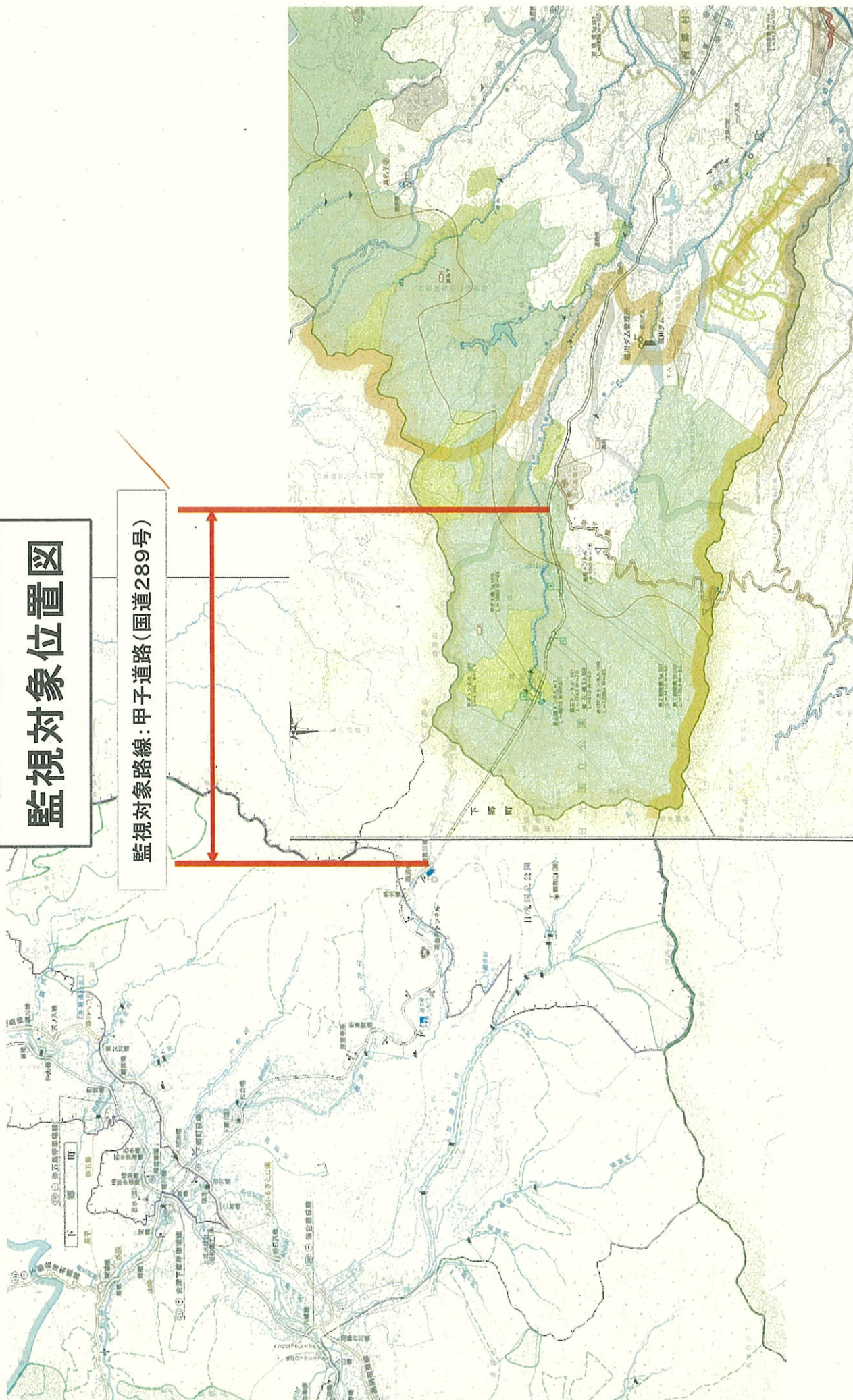
監視対象位置図

監視対象路線：土湯道路(国道115号)



監視対象位置図

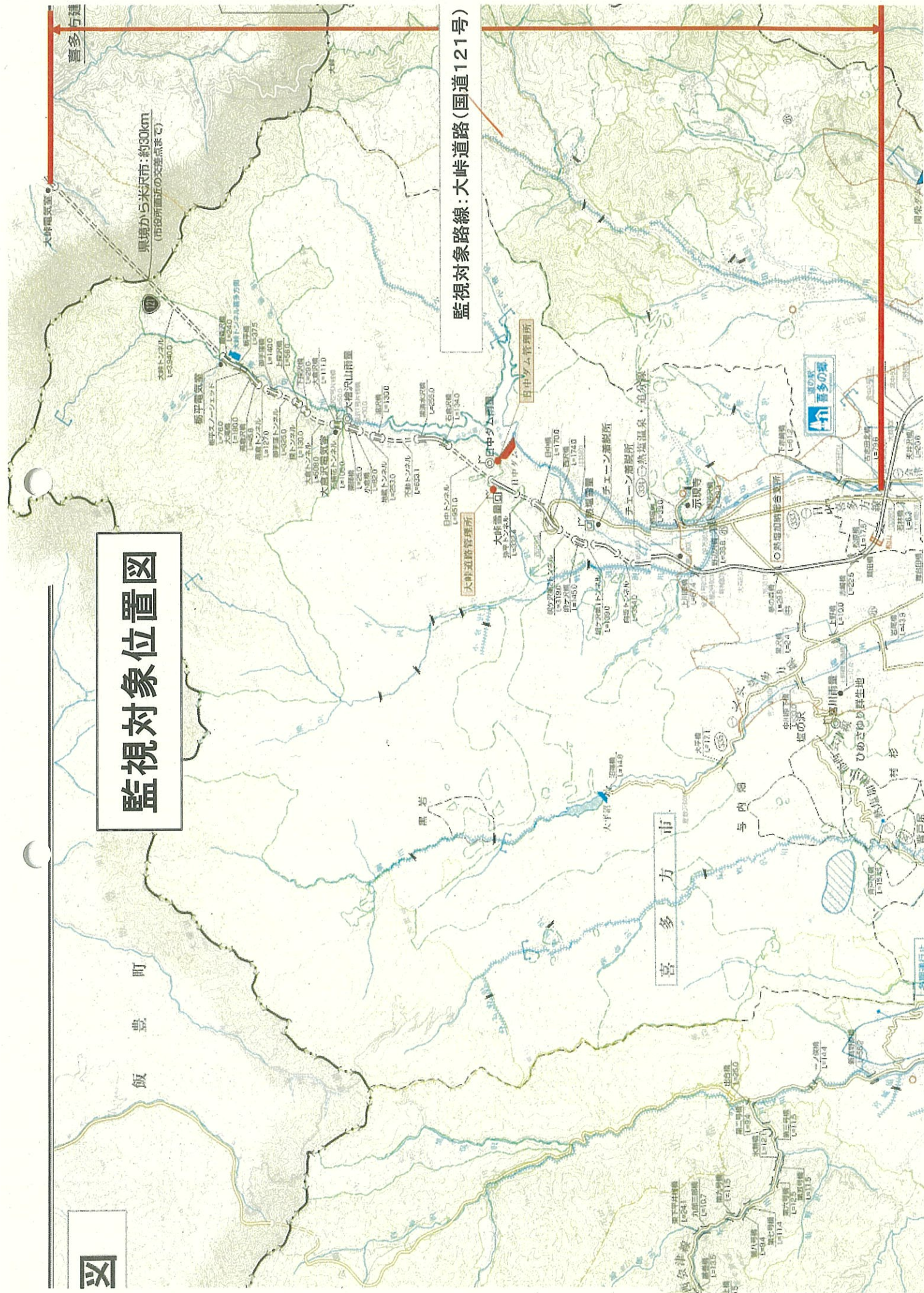
監視対象路線：甲子道路(国道289号)



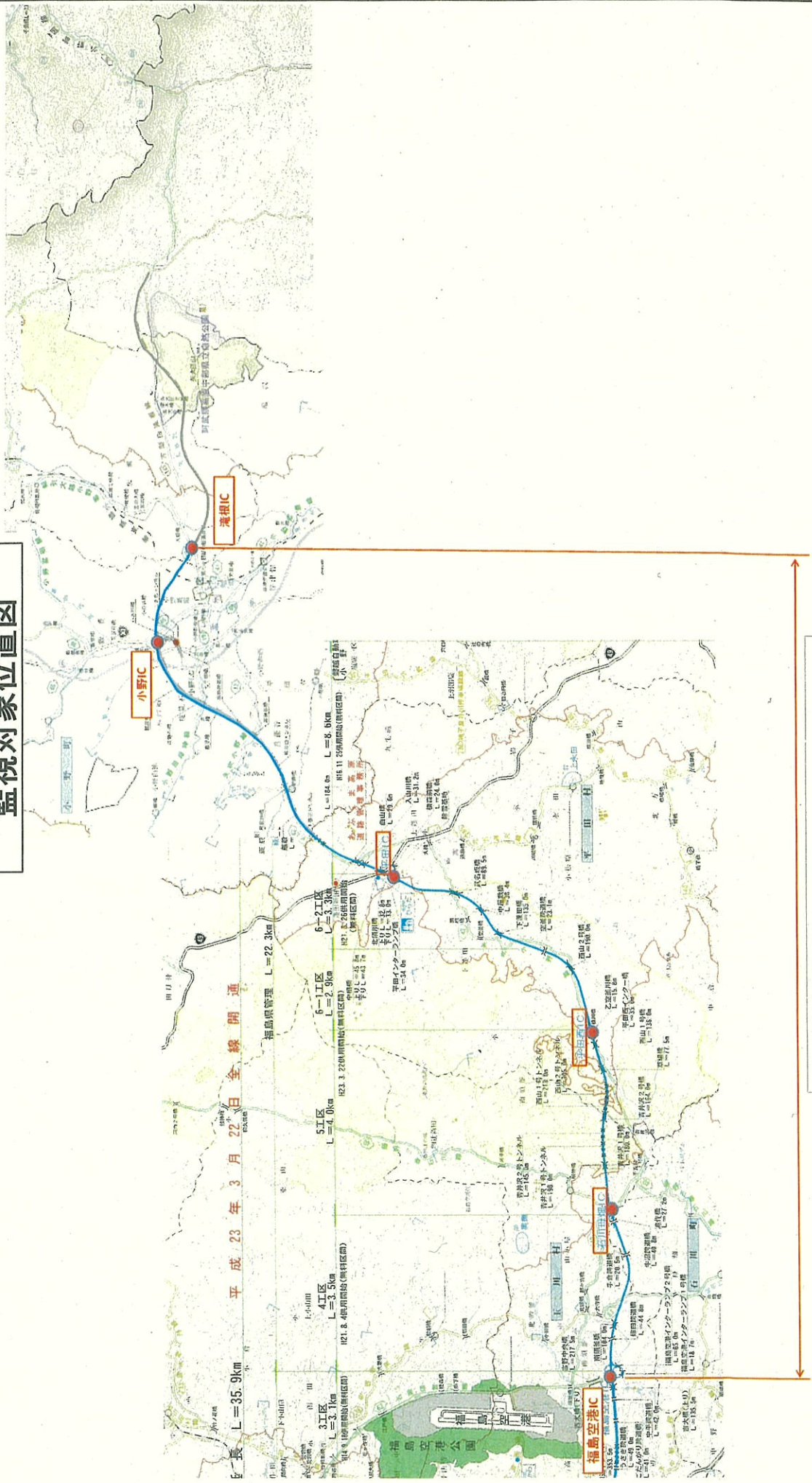
圖置對象視臨

県境から米沢市:約30km
(市役所直近の交差点まで)

監視対象路線：大峠道路(国道121号)



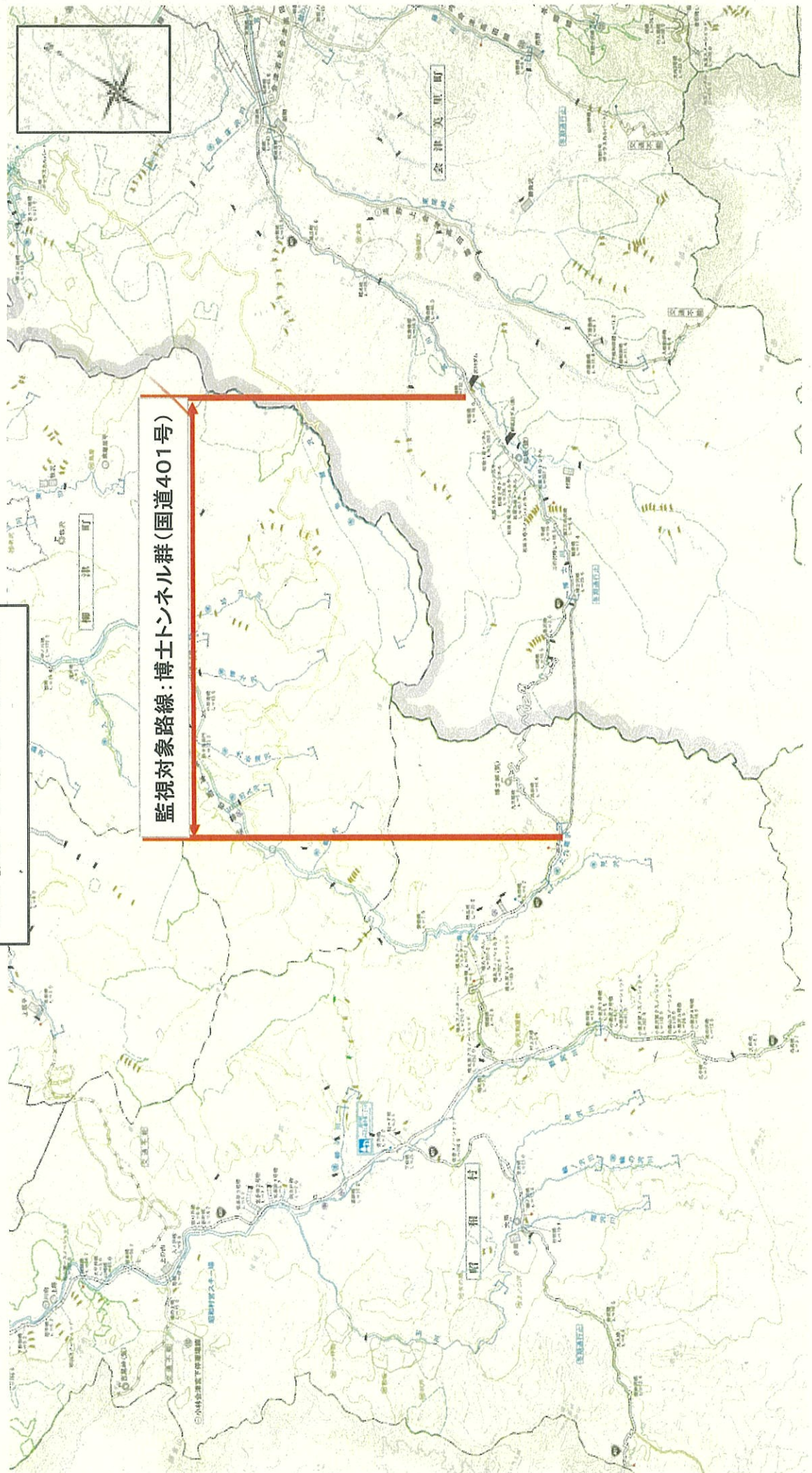
監視対象位置図



監視対象路線：あぶくま高原道路（矢吹小野線、小野富岡線）

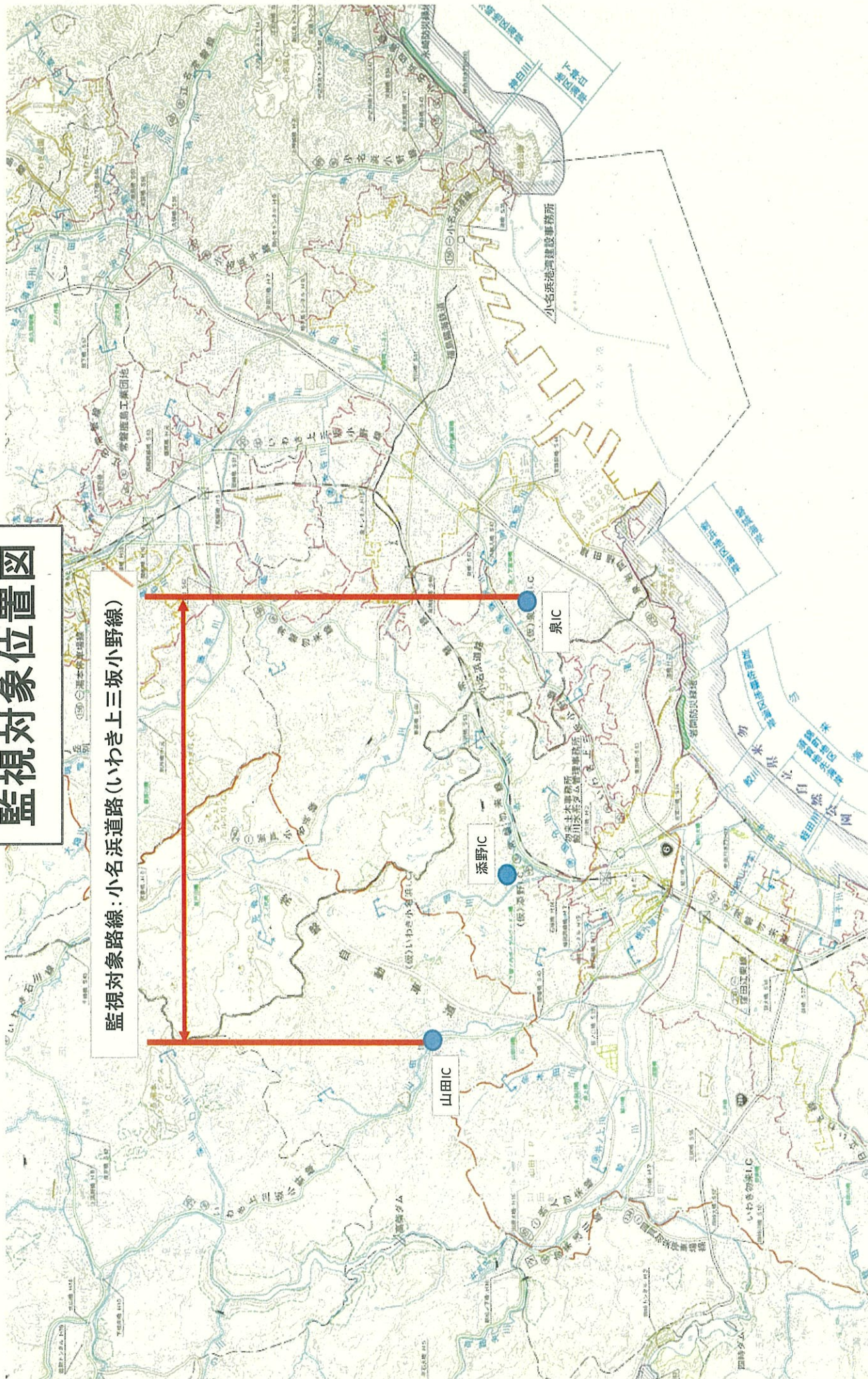
監視対象位置図

監視対象路線：博士トンネル群(国道401号)



監視対象位置図

監視対象路線：小名浜道路(いわき上三坂小野線)



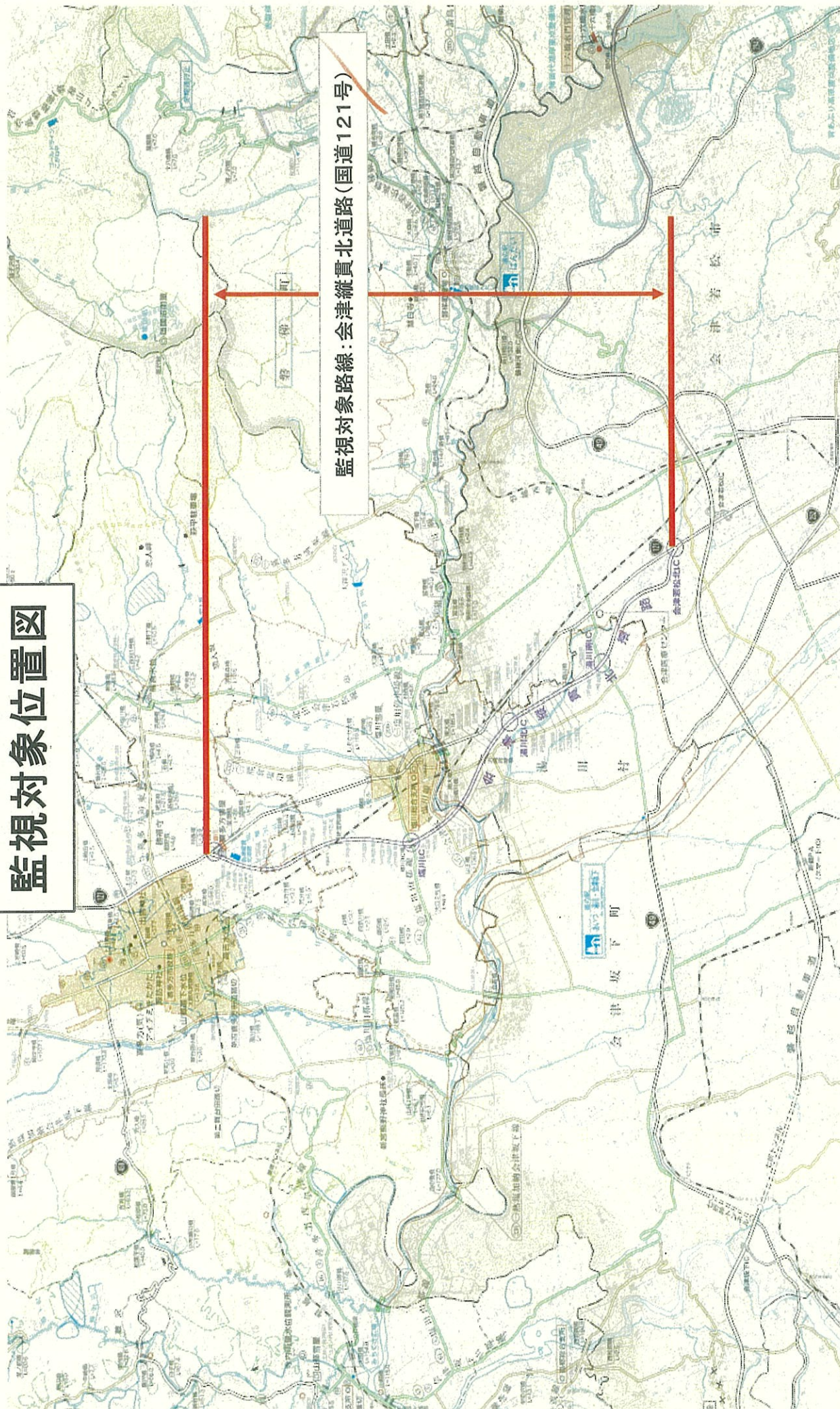
監視対象位置図

監視対象路線：入叶津道路(国道289号)

砂防指定地表(その2)

河川	区間	延長(m)	指定地数	指定地延長(m)	指定地延長率(%)	指定地延長率(%)
1	1	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
2	2	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
3	3	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
4	4	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
5	5	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
6	6	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
7	7	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
8	8	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
9	9	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
10	10	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
11	11	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
12	12	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
13	13	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
14	14	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
15	15	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
16	16	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
17	17	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
18	18	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
19	19	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
20	20	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
21	21	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
22	22	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
23	23	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
24	24	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
25	25	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
26	26	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
27	27	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
28	28	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
29	29	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
30	30	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
31	31	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
32	32	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
33	33	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
34	34	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
35	35	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
36	36	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
37	37	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
38	38	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
39	39	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
40	40	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
41	41	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
42	42	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
43	43	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
44	44	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
45	45	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
46	46	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
47	47	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
48	48	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
49	49	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
50	50	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
51	51	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
52	52	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
53	53	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
54	54	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
55	55	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
56	56	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
57	57	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
58	58	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
59	59	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
60	60	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
61	61	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
62	62	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
63	63	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
64	64	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
65	65	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
66	66	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
67	67	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
68	68	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
69	69	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
70	70	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
71	71	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
72	72	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
73	73	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
74	74	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
75	75	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
76	76	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
77	77	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
78	78	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
79	79	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
80	80	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
81	81	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
82	82	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
83	83	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
84	84	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
85	85	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
86	86	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
87	87	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
88	88	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
89	89	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
90	90	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
91	91	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
92	92	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
93	93	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
94	94	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
95	95	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
96	96	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
97	97	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
98	98	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
99	99	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0
100	100	1,000.0	1	1,000.0	100.0	100.0

監視対象位置図



監視対象路線：会津縦貫北道路(国道121号)

